

島本町立図書館資料収集方針

平成6年8月8日

一部改正 平成24年7月20日

1. 基本方針

- (1) 島本町立図書館は、図書館法に基づく公立図書館として、住民の知る権利、学ぶ権利を保障し、資料を収集し提供する。
- (2) 図書館の役割として、住民の文化、教育、調査、研究、趣味、娯楽等に関する資料を収集する。
- (3) 資料の収集にあたっては、利用者の要求と関心及び地域社会の状況を反映させ、組織的、系統的に行う。
- (4) 公共図書館の任務は、「基本的人権のひとつとして知る自由を持つ住民に資料を提供する。」ことが第一義である。広範な住民の要求、潜在している住民の要求、将来想定される住民の要求を十分に考慮して収集する。
- (5) 図書館は、常に利用者との対話や予約、リクエストなどを通じてその要求を把握し、町民の意見や批判には謙虚に耳を傾け、資料収集に反映させるよう努める。

2. 収集資料の種類

- (1) 図書
- (2) 逐次刊行物
- (3) 島本町に関する行政資料
- (4) 島本町に関する郷土資料
- (5) 視聴覚資料
- (6) 障害者用資料
- (7) その他

3. 収集についての留意点

- (1) 多様な対立する意見のある問題については、それぞれの観点に立つ資料を幅広く収集する。
- (2) 著者の思想的、宗教的、政治的立場にとらわれて、その著作を排除しない。
- (3) 図書館職員等の個人的な関心や好みによって選択しない。
- (4) 個人、組織、団体からの圧力や干渉によって、収集の自由を放棄したり、紛争をおそれて自己規制したりしない。
- (5) 寄贈資料の受入にあたっては同様である。
- (6) 島本町民全体の奉仕機関にふさわしい調和のとれた図書館資料を収集することを基本姿勢とする。
- (7) 図書館の資料の収集、選択については、職員の意見を踏まえ図書館長が決定する。

4. 蔵書の更新、除籍

図書館は常に新鮮で、適切な資料構成を維持し、充実させるために資料の更新及び除籍を行う。利用者が直接資料に接する開架書架では、常に利用されている図書で構成されているが大切である。

この方針は、島本町立図書館が住民の資料要求に応えられる蔵書を構成するための収集方針である。

なお、今後住民の利用状況、図書館サービスの進展、及び地域社会の変化に合わせて適宜改訂していくものである。

附 記

この方針は、平成8年度に完成予定の新図書館における準備及び完成後の資料収集方針とする。